

当事者団体・福祉関係者のニーズを把握するためのアンケート

1. 対象：高齢・障害事業所（入居、入所施設、ケアマネジャー、相談支援専門員等）
2. 実施期間：令和6年6月10日から令和6年7月31日
3. 対象者数：163事業所（高齢：117事業所、障害：46事業所）
4. 回答者数：74事業所（回収率45.4%）
5. 実施方法：介護高齢、障害の入居、入所施設及びケアマネジャー、相談支援専門員を対象に実施。回答は事業所単位で回収。（社会福祉法人を除く）

問1 貴事業所は次のどれに該当しますか。

	項目	回答数	%
1	福祉相談センター(地域包括支援センター)	4	5.4
2	居宅介護支援事業所	17	23.0
3	特別養護老人ホーム	5	6.8
4	介護老人保健施設	2	2.7
5	介護医療院	1	1.4
6	認知症高齢者グループホーム	8	10.8
7	有料老人ホーム	7	9.5
8	ケアハウス	1	1.4
9	サービス付き高齢者住宅	4	5.4
10	障害者基幹相談支援センター	1	1.4
11	相談支援事業所	7	9.5
12	障害者支援施設	2	2.7
13	共同生活援助(グループホーム)	9	12.2
14	その他	4	5.4
15	無回答・複数回答	2	2.7
	全体	74.0	100.0

問2 令和6年3月31日現在、サービス利用者(豊川市内)は何人ですか。

	利用者数(人)	回答数	%
1	1~50	44	57.9
2	51~100	10	13.2
3	101~150	2	2.6
4	151~200	3	3.9
5	201~250	0	0.0
6	251~300	1	1.3
7	301~350	0	0.0
8	351~400	0	0.0
9	401~450	2	2.6
10	451~500	2	2.6
11	500~	1	1.3
12	無回答	11	14.5
	全体	76.0	100.0

問3 問2のうち、判断能力が不十分なため、以下の項目に該当するものを5つまで選んでください。

〈複数回答〉

	項目	回答数	%
1	治療や介護・福祉サービス契約を理解できず、支援がすすまない	24	13.5
2	不動産の処分や遺産分割協議など、日常的な金銭管理を超える法律行為を行えない	19	10.7
3	過去に消費者被害にあったことがある、悪徳業者につきまとわれている	7	3.9
4	金銭管理や資産管理(土地や建物・有価証券など)が適切にできない	36	20.2
5	税金や利用料などを滞納したり、借金があるが、適切に対応できていない	16	9.0
6	商品を次々購入する等、収入に見合った適切な支出ができない	20	11.2
7	預金や年金を取り上げられるなど、虐待を受けている可能性がある	8	4.5
8	必要な医療・介護・福祉サービスの全部又は一部を拒否している(セルフネグレクト)	18	10.1
9	その他困難な状況はあるが、適切に対応できていない	14	7.9
10	判断能力はあるが、身元保証問題、任意後見制度などの相談対応の必要がある	16	9.0
	全体	178	100.0

問4 成年後見制度に利用が必要な方に対して、どのような対応をとりますか。対応方法として、最も近いものひとつに○をつけてください。

	項目	回答数	%
1	事業所にて、成年後見制度を紹介するにとどまる	10	13.5
2	制度の紹介に加え、成年後見支援センターを紹介する	14	18.9
3	成年後見支援センターに対して具体的につなぐ、または相談する	29	39.2
4	民間の身元保証会社を紹介する	3	4.1
5	上記のような対応はとらない、制度利用が必要な方に対応したことがない	9	12.2
6	その他	4	5.4
7	無回答・複数回答	5	6.8
	全体	74	100.0

〈その他〉

- ・地域包括支援センターのCSWに相談する。
- ・入居前にすべてクリアしていただけるよう関係各所に連絡する。
- ・東三河後見センターに対して具体的につなぐ。
- ・家族の判断。

問5 (問4で、1、2、3に○をつけた方のみお答えください。)相談対応をする中で、成年後見支援センターに直接つなげようと思う状況として、あてはまるものすべてに○をつけてください。

〈複数回答〉			
	項目	回答数	%
1	身寄りがいなかった、協力が得られなかったとき	54	20.8
2	入院先や入所先での手続き等を進めるため	30	11.5
3	治療や介護・福祉サービスの必要性や契約を理解できずに、支援が進まないとき	29	11.2
4	治療や介護・福祉サービスの全部または一部を拒否しているとき	11	4.2
5	本人名義の土地や建物、有価証券等の資産を有し、その管理が適切でないとき	19	7.3
6	本人の判断能力が不十分であるため、商品を次々購入するなど、収入に見合った適切な支出ができないとき、家計管理ができないとき	27	10.4
7	税や保険料、利用料などをすでに滞納、又は負債が、適切に返済等の対応ができていないとき	20	7.7
8	預金や年金を取り上げられるなど、経済的虐待や金銭搾取を受けている又はその疑いがあるとき	22	8.5
9	金銭的虐待以外の虐待(身体的・性的・心理的、ネグレクトなど)を受けている又はその疑いがあるとき	16	6.2
10	消費者被害や悪徳業者につきまとわれている又はその疑いがあるとき	13	5.0
11	不動産の処分や遺産分割協議、相続などの日常的な金銭管理を超える法律行為を行えないとき	17	6.5
12	その他	2	0.8
	全体	260	100.0

問6 貴事業所として、成年後見制度の利用に係る申立ての手続の対応を行った経験のある内容について、あてにすべてに○をつけてください。

	項目	回答数
1	面接・訪問などによる本人等の情報収集	28
2	成年後見制度の利用を判断するためのケース会議の招集	14
3	申立てしない場合の別の支援策の提案	8
4	申立書の書き方の助言	2
5	診断書作成に係る医療機関や医療ソーシャルワーカーとの連携	16
6	戸籍や住民票取得の手伝い(市役所に同行、委任状を受けて代理取得など)	9
7	添付書類をそろえること(通帳や年金証書等のコピー用意など)	13
8	登記されていないことの証明書の発行の手伝い(法務局に同行、取り寄せる書類作成の支援など)	0
9	成年後見支援センターから依頼された内容の対応(本人の支援記録等の提供など)	15
10	家庭裁判所への受理面接の同行や調査官調査の立ち合い	8
11	その他	1
12	対応したことはない	34
	全体	71

〈その他〉

- ・入居前に成年後見制度利用開始していたので、事業所としては対応していない。

問7 貴事業所として、現在の業務量や人員体制の中で、成年後見制度の利用に係る申立ての手続の対応が可能な内容について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

	項目	回答数
1	面接・訪問などによる本人等の情報収集	52
2	成年後見制度の利用を判断するためのケース会議の招集	31
3	申立てしない場合の別の支援策の提案	19
4	申立書の書き方の助言	4
5	診断書作成に係る医療機関や医療ソーシャルワーカーとの連携	36
6	戸籍や住民票取得の手伝い(市役所に同行、委任状を受けて代理取得など)	18
7	添付書類をそろえること(通帳や年金証書等のコピー用意など)	17
8	登記されていないことの証明書の発行の手伝い(法務局に同行、取り寄せる書類作成の支援など)	6
9	成年後見支援センターから依頼された内容の対応(本人の支援記録等の提供など)	37
10	家庭裁判所への受理面接の同行や調査官調査の立ち合い	11
11	その他	1
12	対応可能なものはない	10
	全体	82

〈その他〉

- ・実際にはケースによりますが、法的にはできないことを除き、後見支援センターと連携をして必要な支援は行います。

まるもの

〈複数回答〉

%
39.4
19.7
11.3
2.8
22.5
12.7
18.3
0.0
21.1
11.3
1.4
47.9
100.0

だと思う

〈複数回答〉

%
63.4
37.8
23.2
4.9
43.9
22.0
20.7
7.3
45.1
13.4
1.2
12.2
100.0

問8 成年後見制度を利用したことにより、効果がみられたと思う内容を教えてください。ケースにより異なると思いますので、今まで関わったケースに中でみられたことのある効果すべてに○をつけてください。

〈複数回答〉

項目		回答数	%
1	金銭の管理ができるようになり、家計が安定するようになった	32	26.7
2	必要な治療やサービスが受けられるようになった	27	22.5
3	負債や滞納の返済の目途が立つようになった	12	10.0
4	本人の意思が尊重されるようになった	13	10.8
5	虐待が解消された	8	6.7
6	該当するケースはない	27	22.5
7	その他	1	0.8
	全体	120.0	100.0

〈その他〉

- ・利用したことがありません。

問9 貴事業所において、成年後見人等の活動・行動に関する相談や苦情等を受けたことがあれば、どういった主体から相談や苦情等がありましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

〈複数回答〉

項目		回答数	%
1	本人	8	10.4
2	家族	10	13.0
3	福祉関係の支援者	5	6.5
4	医療関係の支援者	2	2.6
5	その他	0	0.0
6	対応したことはない	52	67.5
	全体	77	100.0

問10 問9で「対応したことはない」以外の方のみお答えください。貴事業所で受けた相談や苦情等の内容として、あてはまるものすべてに○をつけてください。

〈複数回答〉

項目		回答数	%
1	契約の更新やプランのサインなどに手間がかかる	1	4.0
2	新たな支援の提案をしても「生活に必要ない」と受け入れてもらえない	4	16.0
3	本人のための物を購入・更新したくても「生活に必要ない」と購入・更新してくれない	2	8.0
4	金銭の管理の仕方などで、家族とのトラブルが生じた	3	12.0
5	面会にほとんど来ず、本人の様子をみようとしない	5	20.0
6	親族後見人になったが、後見業務が大変	1	4.0
7	成年後見人等への報酬の負担が大きい	1	4.0
8	成年後見人等の職務範囲外の行為(医療同意、事実行為など)をどうしたらよいか分からない	4	16.0
9	どういった支援が必要か分からない	3	12.0
10	その他	1	4.0
	全体	25	100.0

〈その他〉

- ・成年後見人より家族を優先して連絡・報告がほしい。→後見人が第一であると返答した。

問11 貴事業所において、成年後見人等との間で困ったことなどがあれば、自由記載でお答えください。

- ・後見人によって利用者、介護保険事業者(ケアマネ含)との関わり方が様々である。どのような支援をされているのか原則的というか関わり方を知りたい(統一した基準があるのでしょうか)。
- ・後見人も多忙でなかなか話し合う機会が作れない。
- ・市役所での手続き関係のことを依頼しても実際に動いてくださるまでにだいぶ時間がかかり、何度も関係部署や成年後見人の方との連絡をする必要があった。(例)施設を退所された際の住所変更がいつまでもできなかった。
- ・利用したことがないでわかりません。
- ・ある弁護士さんは一度も面会に来ず、対応も事務所の職員のみで、家族は強い不満を持っていた。
- ・成年後見制度を利用したいが本人が拒否している場合。
- ・入居している方で、身元保証人がいなく(いたが本人が拒否)財産もある方で、現在がんに侵され余命がわからないケースがあります。
- ・後見人との間で困ったことはないが、後見人をつけるときに1番聞かれることが費用、1年でいくらかかるかなど分からずに後見人をつける決断ができずに困っている。
- ・今まで必要だったケースがありません。
- ・後見さんに話が通じない時は困りました。後見人を引き受ける気持ちはあっても能力がおいついでない方がおられました。
- ・どこまで後見にお願いしてよいかわからない。(本人体調不良時の受診同行や買い物支援など)
- ・補助人が本人の意思決定を尊重しない。
- ・支援機関と連携がとれない。
- ・後見人の思いが強く支援に影響が出る。
- ・自分で後見人に金銭の要求をしたくないので代わりに連絡をしてほしい(と言われた)。
- ・相談文援事業所から受けた相談の中には、文援云議(文援の立場)を伏せる際に後見人と他の文援者間で意見の相違があり支援が進まないというものがありました。他の支援者から後見人が本人視点ではなく、後見人自身の価値観で動いているのではないかということで、後見人の変更ができないかという話にまでなりました
- ・特になし。普段から当該制度に関して不明点がある際には市及び成年後見センターに気軽に相談できる関係が構築できていると感じますので、引き続き協働をお願い致します。
- ・困っていることはありません。情報共有という面でもご協力いただいています。
- ・親が後見人となっているケース。父は他界、義母が後見。義母亡きあとは、義妹が後見を継ぐ意向だが、金銭管理が厳しく、本人の意向に沿った物を購入することが困難。親族後見の金銭管理の不透明性ならびに本人意向が反映されにくいことが懸念され、事業所としては介入困難。

問12 貴事業所において、判断能力の不十分な方の意思決定支援に対し、今後の対応や整理が必要だと思うこと、意思決定支援を行うにあたっての成年後見人の課題、困難なことなどについて、感じることを、自由記載でお答えください。

- ・様々な関係者が集まり本人の意思決定を合意しながら支援を進めてゆくものと考えている。
- ・合意形成の中心となるのは誰か、合意形成をする場はサービス担当者会議の他にあるのか(サービス担当者会議では本人の同意が得られないことが多い)。
- ・合意形成に関わる人は後見人、サービス提供事業者の他に例として誰が想定されるかイメージが難しく、具体的な例を示して頂けると有難い(ユーチューブ等に情報はありますか)。
- ・本人の意思決定支援にあたり任意後見制度で早い段階から関係が築けていれば判断能力が低下してからも有効な支援が期待できるのではないでしょうか。
- ・認知症がある程度進んでからの介入といったケースだと、意思決定の支援にも難しい部分があるのではと感じます。
- ・家族はいるが支援がなく通常は連絡がつかないが、忘れたころに訪問し主張をする。本人が本人の意思で成年後見との契約を交わしている場合でも突然出てくる時がある。本人も家族なので、情が出てしまう等考えられる。その場合の対応が困る。
- ・言葉を発せない判断能力の不十分な利用者様の代弁が出来るような成年後見人がいるのかが疑問です。成年後見になる人が信頼できる人なのかが不安。きちんと心に寄り添った対応をしてくださる方がいるのかも心配になります。
- ・判断の力の不十分な方の意思決定支援は、毎日支援している支援者であっても、本当にご本人の意思であるのかわかりにくく難しいものである。成年後見の方が時々面会に起こしになったとしても意思決定をするのは困難であると思われる。
- ・成年後見支援センターさんとして、どういった場合に相談してほしいといった具体的な要望はありますか？
- ・現在、成年後見人は使っていません。上記以外の方は保護者がついています。
- ・民間の身元保証会社との違い(サービス内容、金額、長所短所など)が分かりにくいため、説明がしにくい。また、一般の方も理解しにくいとかと思う。
- ・後見制度の手続に時間と手間がかかる。手術の時に、保証人になることができないので困る。
- ・特にありません。
- ・支援者が常識で考えて正しいと思ったことは、全く逆のことを、判断能力が不十分な方が希望した場合どうするか？
- ・その人にとって失敗することも大切な経験である時もあるし、失敗が大きな痛手になる時もある。こういう場合、意思決定支援はどのように進めるのか。
- ・本人の意思決定についてどの場面でも後見人の方と一緒に対応ができると施設としては安心。
- ・夫…死亡、妻…後見センターで後見人、長女…音信不通(連絡しても返事がない)。先に亡くなった夫のお墓をどうするか等、意向の確認ができなくて困った。
- ・身元保証制度を利用するか4、成年後見制度を利用するか、家人も高齢で判断できず、判断をまかされたことがあった。ケアマネも決められず困った。
- ・本人や家族の判断能力に低下もあるも、後見制度の利用に消極的で、お金を自由にできなくなる、取られてしまうという不安を解消することが難しい。
- ・親亡き後、残された子が判断能力がない場合、今後の支援の進め方に困る。
- ・障害の特性を正しく理解してほしい。
- ・表面上の(本人が発した言葉)本人の意思決定を色々な角度から見てほしい。

- ・身元保証団体への依頼と成年後見制度の申請についていつも悩む。
- ・急ぎだと成年後見が間に合わず、身元保証団体へ依頼することが多いが、身元保証団体と契約すると、その後、成年後見への申立てをするのは難しくなるため。
- ・課題として、成年後見制度の手続が難しい、成年後見人さんらの重層的支援体制整備事業への理解。
- ・意思決定で必要だと思うこととして、1回の意思確認ではなく複数回時間を空けて聞き取ること、メモや書面で本人にも視覚的に意思が分かるようにすること。
- ・本人にとって今の生活を壊さないように本人の気持ちに寄り添えるような支援が出来るようにしたい。
- ・意思決定支援の際に、後見人が本当に本人のことを分かっているのか不安に感じる時がある。忙しいと思うが、もう少し本人との接点をもってほしいと思う。
- ・意思決定支援については、障害者支援においてキーワードとなっていますが、一方で実際の支援のなかでそれを具体的に進めていく方法は福祉専門職の中でも試行錯誤の段階で現場でも支援者の意識に差を感じます。
- ・そうした中で、愚行権がこの制度の中で現実的にどこまで認められるのか、また特に市民後見人や親族が後見人等になる場合にガイドラインがあるとしても現場の中でどこでどのように伝えていくか、ただ金銭管理のチェックをするだけでなく、本人の意思も変わっていくという前提の中で意思決定支援を継続的に進めていく体制をどう作っていくか考える必要があると思います。
- ・例えば、高齢の親と障害を持つ子の世帯等では、親亡き後の生活を考えると、子に成年後見人を付けた方が良いと支援者は思うが、親から理解が得られないこともある。そしていざ親が亡くなった時に子は困ってしまい(特に財産がある家庭だと)、子が詐欺や事件に巻き込まれる可能性もある。実際に必要な時に制度が使えないということにならないよう、将来のリスクを踏まえ誠意年後見制度について広く市民が知る機会が必要と感じます。
- ・家族支援が得られない方などにおいて、成年後見制度の範囲外(保証人、事実行為など)については、現状も元保証団体に頼らざるを得ない状況であるが、身元保証団体に対して不安な面もある。身元保証団体の代替えとなるような制度があると安心して支援が行える。
- ・市民後見人が少ない。後見人による不祥事への対応。
- ・ご本人の判断能力が不十分であるため、同居家族がいる場合、そちらの意向が重視される。家族が本人の年金等を正しく管理されていないと思われる場合であっても、具体的な状況確認がとれないと介入が困難であると感じる。
- ・後見人による月1回の面談は必須ではないが、判断能力の不十分な方にとっては、じっくり本人の意向を確認する面談であり、重要と考える。しかし、後見人の中には、月に1回小口を持ってくる事務員による安否確認をもって面談とカウントする方もおり、認識に差がある。本人意向はスタッフが確認し、後見人に伝えているが、はたしてそれが本当に本人意向であるか疑問があるため、後見人は常に本人意向の確認をしてほしい。個人司法書士事業所では、所内でも後見人変更も難しく、肝心な時に連絡をとりたくてもとれず、利用者の利益を損ねるケースもある。

問13 貴事業所として、成年後見制度の利用促進や後見活動を進めるにあたって、課題と思うこととして、あてはまるものすべてに○をつけてください。

〈複数回答〉

項目	回答数	%
1 一般市民の中で成年後見制度に関する認知度が低い	34	11.3
2 医療・介護・福祉従事者の中での成年後見制度に関する理解度が低い	24	7.9
3 成年後見制度を紹介しても、本人や家族の理解が得られない	29	9.6
4 任意後見制度の利用が進まない	9	3.0
5 保佐・補助類型での利用が進まない	1	0.3
6 本人や家族では成年後見制度の手続きを進められない	35	11.6
7 本人にとって成年後見制度の利用が最善の利益になるのか分からぬ	25	8.3
8 成年後見人が付くまでの手続期間が長い	25	8.3
9 成年後見人が付くまでの対応を誰がどう行うのか不明	28	9.3
10 診断書作成に係る負担や調整が大きい	12	4.0
11 遺産相続等のトラブルに巻き込まれるリスク	8	2.6
12 一度利用するとやめることができない	16	5.3
13 本人の意思がわからない	18	6.0
14 身上保護の支援をそのように進めてよいかわからない	7	2.3
15 本人に必要な福祉サービスがわからない	1	0.3
16 医療同意や事実行為など、成年後見人等では対応できないことが多い	22	7.3
17 書類転送先の変更手続きが面倒である	4	1.3
18 その他	4	1.3
全体	302	100.0

〈その他〉

・後見制度を利用したいと思ったときに年間の費用が分からず、必要と思われるがお金の問題で進まない。

・費用負担が重い。

・金銭面での負担が大きい。

・成年後見制度と身元保証団体のどちらを活用すれば当事者の利益になるかを専門職が多職種で検討することが大切。

問14 貴事業所として、成年後見制度の利用促進に関し、市や豊川市成年後見支援センターの施策に今後望むことを、3つまで○をつけてください。

〈複数回答〉

	項目	回答数	%
1	地域包括支援センター、障害者相談支援事業所むけの研修開催	23	13.3
2	法律専門職(弁護士・司法書士)や市民後見人など、成年後見人等活動をしている方との合同勉強会	16	9.2
3	認知症サポーター養成講座などと連携した住民むけ啓発	10	5.8
4	「相談時」における法律専門職(弁護士・司法書士)の派遣	12	6.9
5	「ケース会議」における法律専門職(弁護士・司法書士)の派遣	7	4.0
6	成年後見支援センターにつなげるべきケースのチェックリストやガイドライン	42	24.3
7	市長申立の柔軟な対応	14	8.1
8	低所得の方でも制度利用できるように助成制度の充実	22	12.7
9	成年後見支援センターによる法人後見受任数の拡大	5	2.9
10	新たな後見人等の担い手として、市民後見人の育成・活用	12	6.9
11	成年後見人等に関する苦情相談窓口	10	5.8
12	その他	0	0.0
	全体	173	100.0

問15 その他、成年後見制度に関するお考え、市や豊川市成年後見支援センターに対する意見等があればお聞かせください。

- ・本人の同意が得られず周囲が対応に苦慮している場合、本人の意思決定に協働して当たり、コミュニケーションを深めることが大切であると思うが、そのような場合は地域ケア会議を考えていよいいか、どのように連携すれば良いか、相談先は地域包括？社協後見センター？市役所？
- ・せっかくの制度であり機関であるので、より広く認知され活用されて多くの人の安心材料になればと思います。
- ・「後見人は後見活動にかかった事務費（実費）をご本人の財産から適宜清算する」とありますが、判断能力のない利用者様の金銭財産の使いこみがあつたりとききます。
- ・後見人の身元などしっかりしていても魔が差してといふことも考えられるとなると育成したプラス何かもっと責任感のある方でないと大切な利用者様の金銭をお願いすることが難しいです。その場合はきちんと記録や通帳などの提示をもとめると同時に万が一着服してしまった際の責任も誰がとるのかなど考える必要があると思います。
- ・成年後見支援センターさんとして、どういった場合に相談してほしいといった具体的な要望はありますか？
- ・いつも対応してくれてありがとうございます。
- ・後見人さんが手続きなどを行っていく事は助かると思うが、本人の意思がどこまで理解できるかがとても困難だと思う。信頼関係が築け、その人を理解して意思の尊重ができる後見人さんの重大な責務を考えるとどのような人が後見人さんになるか本当に大変な仕事だと思います。
- ・必要としている人は多いと思います。どうつながっていくか、どうつなげるか、私達関係者も学ばないといけないと思います（意味不明ですみません）。
- ・わかりやすいパンフレット等の作成をお願いします。
- ・制度に対して興味が持てるような講演をしてほしい。
- ・一度利用するとやめられないという現在の後見制度の改正案が進行中で2026年度頃に国会に提出の予定とのことです。この改正案が通れば、後見制度を利用するためのハードルが低くなるのではないかと思います。
- ・後見人をつとめてくださる人材の確保が難しいのではないかと感じています。
- ・日々お世話になっており大変感謝しております。今後もどんどん相談しますので宜しくお願ひします。
- ・東三河は手続きにかかる時間が長いと聞いたことがある。利用までにかかる時間が短くなってくれるとよい。
- ・一度決まった人がその人と合わない場合、変更ができないのをどうにかしてほしい。
- ・後見人によって対応が違い過ぎる部分が見受けられるため、人によって頼めることができないこともあります。できれば同一対応してもらいたい。
- ・豊川市内で権利擁護支援の地域連携ネットワークをどのように作っていくのか、その中で障害者自立支援協議会がどのように関わっていくことができるのか、基幹センターとしても取り組みの必要性を感じています。高齢分野等とも連携していく必要がありますが、一緒に考えさせていただきたいと思います。
- ・「判断能力が不十分だから成年後見制度」という安直な理由ではなく、まずは対象者が抱える課題や今後起こりうることを想定し、本人の最善の利益のために本当に当該制度が必要なのかを支援者間でしっかりと協議する必要性を感じる。
- ・成年後見人と身元保証人の役割の違いが、専門職におおいても理解されていないように感じる。市民向け講座と同様に専門職向けの学びの機会も重要と感じる。
- ・親の高齢化もあり、制度の利用が望ましい方が増えていると思います。どのタイミングでどのように利用を提供していくべきか、具体的な進め方を教えていただきたいと思います。
- ・後見人と言っても毎月必ず面談にみえる方もいれば、お金を事務員に頼み届けるだけの方、まったく面談にみえない方など、いろいろな方がみえ、「後見人のすべき業務とは一体何であるか？」十分な理解ができない。障害をお持ちの方にとって、2~3分の立ち話で、本人の意向を伝えられる方はまずおらず、困難時にはしっかりと向き合っていただきたいというケースがあった。特に司法書士の方は他に業務も多く、多忙なため、重要な案件も何日も放置され、連絡がつながらなかつたケースあり。一度利用するやめられないで、後見人がどういう人物なのか、参考になる評価表があるとよい。

ID	事業所	人数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	対応	その他	1	2	3	
F1		2	71			1		1	1		1		6	地域包括のCSWに相談する		1	1	1
F2		7	27		1		1	1					6	入居前にすべてクリアしていただけよう関係各所に連絡する	1	1		
F3		4	73	1							1		4					
F4		6	6										3			1	1	1
F5		2	9			1										1	1	
F6		6	18		1		1	1					4			1		
F7		2	9										3			1	1	1
F8		8	21	1			1	1		1	1		2			1		1
F9		2	60					1		1			2					1
F10		6	25	1									2			1		
F11		2	109	1			1			1	1	1	3・4			1	1	1
F12		13	7			1		1					1	3				
F13		12	32	1	1		1	1		1			6	東三河後見センターに対して具体的につなぐ		1	1	1
F14		2	29									1				1	1	1
F15		7	28		1		1					1	3				1	
F16		11	154	1					1		1	1	3					1
F17		2	35								1	3				1		
F18		6	9									1				1	1	1
F19		2	64		1		1	1	1	1			3			1	1	

F58	11	192	1	1	1	1	1	3	1	
F59	11	83	1	1	1	1	1	1	3	
F60	1	451	1	1	1	1	1	3	1	1
F61	1	407	1	1	1	1	1	3		1
F62	14							3	1	1
F63	13		1	1		1	1	2	1	1
F64	11	15		1			1	5		
F65	13	22		1				3	1	
F66	10	436		1	1	1	1	3	1	1
F67	1	559		1	1	1	1	1	1	1
F68	11	75	1	1	1	1	1	3	1	
F69	7	25						3	1	
F70	11, 12, 13	39		1		1		2	1	
F71	9	38	1		1	1	1	2	1	
F72	2			1	1	1		3	1	
F73	7		1		1			1	1	1
F74	14	27					1	3	1	1
	4		24	19	7	36	16	20	4	54
	17						8	18	14	30
							16	10		29
								14		

5
2
1
8
7
1
4
1
7
2
9
4
2

74

29
3
9
4
3

72

		1	1	1					1	1	1			1		
					1							1				
		1	1									1				
						1							1			
		1	1	1	1								1			
		1	1										1			
						1							1			
		1	1	1									1			
実際にはケースによりますが、法的にはできないことを除き、後見支援センターと連携をして必要な支援は行います。													1			
		1			1								1			1
			1	1	1	1							1			
		1														
		1	1		1								1			
		1											1			
			1										1			
		1	1	1									1			
			1										1			
	1	10	32	27	12	13	8	27		1	8	10	5	2	0	52
													1	4	2	3
													5			

困ったこと

後見人によって利用者、介護保険事業者(ケアマネ含)との関わり方が様々である。どのような支援をされているのか原則的といふか関わり方を知りたい(統一した基準があるのでしょうか)

後見人も多忙でなかなか話し合う機会が作れない

市役所での手続き関係のことを依頼しても実際に動いてくださるまでにだいぶ時間がかかり、何度も関係部署や成年後見人の方との連絡をする必要があった。(例)施設を退所された際の住所変更がいつまでもできなかった

利用したことがないのでわかりません

ある弁護士さんは一度も面会に来ず、対応も事務所の職員のみで、家族は強い不満を持っていました。

成年後見制度を利用したいが本人が拒否している場合

入居している方で、身元保証人がいなく(いたが本人が拒否)財産もある方で、現在がんに侵され余命がわからないケースがあります。

後見人との間で困ったことはないが、後見人をつけるときに1番聞かれることが費用、1年でいくらかかるかなど分からずに後見人をつける決断ができずに困っている。

今まで必要だったケースがありません。

どこまで後見人にお願いしてよいかわからない。(本人体調不良時の受診同行や買い物支援など)

補助人が本人の意思決定を尊重しない
支援機関と連携がとれない
後見人の思いが強く支援に影響が出る

自分で後見人に金銭の要求をしたくないので代わりに連絡をしてほしい(と言われた)

相談支援事業所から受けた相談の中に、支援会議で支援の方向性を決める際に後見人と他の支援者間で意見の相違があり支援が進まないというものがありました。他の支援者から後見人が本人支店ではなく、後見人自身の価値観で動いているのではないかということで、後見人の変更ができないかという話にまでなりました。

特になし。普段から当該制度に関して不明点がある際には市及び成年後見センターに気軽に相談している関係が構築できていると感じますので、引き続き協働をお願い致します。

困っていることはありません。情報共有という面でもご協力いただいています。

親が後見人となっているケース。父は他界、義母が後見。義母亡きあとは、義妹が後見を継ぐ意向だが、金銭管理が厳しく、本人の意向に沿った物を購入することが困難。親族後見の金銭管理の不透明性ならびに本人意向が反映されにくいことが懸念され、事業所としては介入困難。

意思決定	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
様々な関係者が集まり本人の意思決定を合意しながら支援を進めてゆくものと考えている。	1			1		1		1	1		
合意形成の中心となるのは誰か、合意形成をする場はサービス担当者会議の他にあるのか(サービス担当者会議では本人の同意が得られないことも多い)											
合意形成に関わる人は後見人、サービス提供事業者その他に例として誰が想定されるかイメージが難しく、具体的な例を示して頂けると有難い(ユーチューブ等は可)								1		1	
								1	1		1
本人の意思決定支援にあたり任意後見制度で早い段階から関係が築けていれば判断能力が低下してからも有効な支援が期待できるのではないか。 認知症がある程度進んでからの介入といったケースだと、意思決定の支援にも難しい部分があるのではと感じます。	1			1							
			1		1	1					
	1	1	1								
	1	1									
	1	1				1					
	1	1									1
	1				1		1	1	1		
家族はいるが支援がなく通常は連絡がつかないが、忘れたころに訪問し主張をする。本人が本人の意思で成年後見人との契約を交わしている場合でも突然出てくる時がある。本人も家族なので、情が出てしまう等考えられる。その場合の対応が困る。											
言葉を発せない判断能力の不十分な利用者様の代弁が出来るような成年後見人がいるのかが疑問です。成年後見人になる人が信頼できる人なのかが不安。きちんと心に寄り添った対応をしてくださる方がいるのかも心配になります。	1						1	1	1		
判断の力の不十分な方の意思決定支援は、毎日支援している支援者であっても、本当にご本人の意思であるのかわかりにくく難しいものである。成年後見人の方が時々面会に起こしになったとしても意思決定をするのは困難であると思われる。			1			1	1		1	1	
成年後見支援センターさんとして、どういった場合に相談してほしいといった具体的な要望はありますか？	1	1									
現在、成年後見人は使っていません。上記以外の方は保護者がついています。			1			1	1		1		
	1			1		1		1	1		
			1		1	1		1	1	1	
民間の身元保証会社との違い(サービス内容、金額、長所短所など)が分かりにくいため、説明がしにくい。また、一般の方も理解しにくいとかと思う。後見制度の手続に時間と手間がかかる。手術の時に、保証人になることができないので困る。	1	1	1			1		1	1	1	

		1			1		
特にありません。		1			1	1	
			1	1	1	1	1
	1						
支援者が常識で考えて正しいと思ったことは、全く逆のことを、判断能力が不十分な方が希望した場合どうするか？ その人にとって失敗することも大切な経験である時もあるし、失敗が大きな痛手になる時もある。こういう場合、意思決定支援はどのように進めるのか。				1	1		1
		1	1			1	
		1			1	1	
		1			1	1	
		1			1	1	
本人の意思決定についてどの場面でも後見人の方と一緒に対応ができると施設としては安心。		1				1	
		1			1	1	
		1			1	1	
夫…死亡、妻…後見センターで後見人、長女…音信不通(連絡しても返事がない)。先に亡くなった夫のお墓をどうするか等、意向の確認ができなくて困った。 身元保証制度を利用するか4、成年後見制度を利用するか、家人も高齢で判断できず、判断をまかされたことがあった。ケアマネも決められず困った。						1	1
本人や家族の判断能力に低下もあるも、後見制度の利用に消極的で、お金を自由にできなくなる、取られてしまうという不安を解消することが難しい。		1		1			1
	1	1					
				1			
		1		1			
		1			1	1	
		1		1		1	
		1					
		1					
		1					
		1					
親亡き後、残された子が判断能力がない場合、今後の支援の進め方に困る。	1	1	1		1	1	1
	1	1		1	1	1	1
	1				1		
	1						
			1	1	1		
		1	1	1			
		1	1	1			
				1			
		1					
			1				
				1			

障害の特性を正しく理解してほしい 表面上の(本人が発した言葉)本人の意思決定を色々な角度から見てほしい			1	1		1	1	1	1		1	
身元保証団体への依頼と成年後見制度の申請についていつも悩む。 急ぎだと成年後見が間に合わず、身元保証団体へ依頼することが多いが、身元保証団体と契約すると、その後、成年後見への申立てをするのは難しくなるため。	1		1			1	1	1				
課題として、成年後見制度の手続が難しい、成年後見人さんの重層的支援体制整備事業への理解。 意思決定で必要だと思うこととして、1回の意思確認ではなく複数回時間を空けて聞き取ること、メモや書面で本人にも視覚的に意思が分かるようにすること。	1	1	1	1		1	1	1	1	1		
	1					1	1	1				
	1					1						
本人にとって今の生活を壊さないように本人の気持ちに寄り添えるような支援が出来るようにしたい。 意思決定支援の際に、後見人が本当に本人のことを分かっているのか不安に感じる時がある。忙しいと思うが、もう少し本人との接点をもってほしいと思う。						1	1	1				
	1	1	1			1						
意思決定支援については、障害者支援においてキーポイントとなっていますが、一方で実際の支援のなかでそれを具体的に進めていく方法は福祉専門職の中でも試行錯誤の段階で現場でも支援者の意識に差を感じます。そうした中で、愚行権がこの制度の中で現実的にどこまで認められるのか、また特に市民後見人や親族が後見人等になる場合にガイドラインがあるとしても現場の中でどこでどのように伝えていくか、ただ金銭管理のチェックをするだけでなく、本人の意思も変わっていくという前提の中で意思決定支援を継続的に進めていく体制をどう作っていくか考える必要があると思います	1	1				1	1					
例えば、高齢の親と障害を持つ子の世帯等では、親亡き後の生活を考えると、子に成年後見人を付けた方が良いと支援者は思うが、親から理解が得られないこともある。そしていざ親が亡くなった時に子は困ってしまい(特に財産がある家庭だと)、子が詐欺や事件に巻き込まれる可能性もある。実際に必要な時に制度が使えないということにならないよう、将来のリスクを踏まえ誠意年後見制度について広く市民が知る機会が必要と感じます。 家族支援が得られない方などにおいて、成年後見制度の範囲外(保証人、事実行為など)については、現状も元保証団体に頼らざるを得ない状況であるが、身元保証団体に対して不安な面もある。身元保証団体の代替えとなるような制度があると安心して支援が行える。			1			1	1	1	1			
市民後見人が少ない。後見人による不祥事への対応。 ご本人の判断能力が不十分であるため、同居家族がいる場合、そちらの意向が重視される。家族が本人の年金等を正しく管理されていないと思われる場合であっても、具体的な状況確認がとれないと介入が困難であると感じる。	1		1			1		1				
								1				
後見人による月1回の面談は必須ではないが、判断能力の不十分な方にとっては、じっくり本人の意向を確認する面談であり、重要と考える。しかし、後見人の中には、月に1回小口を持ってくる事務員による安否確認をもって面談とカウントする方もおり、認識に差がある。本人意向はスタッフが確認し、後見人に伝えているが、はたしてそれが本当に本人意向であるか疑問があるため、後見人は常に本人意向の確認をしてほしい。個人司法書士事業所では、所内でも後見人変更も難しく、肝心な時に連絡をとりたくてもとれず、利用者の利益を損ねるケースもある。	1	1					1					
			1	1					1	1	1	
	1						1					
	1	1										
	1		1	1								
	22	34	24	29	9	1	35	25	25	28	12	8

<p>意見</p> <p>本人の同意が得られず周囲が対応に苦慮している場合、本人の意思決定に協働して当たり、コミュニケーションを深めすることが大切であると思うが、そのような場は地域ケア会議を考えていよいいか、どのように連携すれば良いか、相談先は地域包括？社協後見センター？市役所？</p>
せっかくの制度であり機関であるので、より広く認知され活用されて多くの人の安心材料になればと思います。
「後見人は後見活動にかかった事務費（実費）をご本人の財産から適宜清算する」とありますが、判断能力のない利用者様の金銭財産の使いこみがあつたりとききます。
後見人の身元などしっかりしていても魔が差してということも考えられるとなると育成したプラス何かもっと責任感のある方でないと大切な利用者様の金銭をお願いすることが難しいです。その場合はきちんと記録や通帳などの提示をもとめると同時に万が一着服してしまった際の
成年後見支援センターさんとして、どういった場合に相談してほしいといった具体的な要望はありますか？
いつも対応してくれてありがとうございます。

後見さんが手続きなどを行っていく事は助かると思うが、本人の意思がどこまで理解できるかがとても困難だと思う。信頼関係が築け、その人を理解して意思の尊重ができる後見さんの重大な責務を考えるとどのような人が後見人さんになるか本当に大変な仕事だと思います。必要としている人は多いと思います。どうつながっていくか、どうつなげるか、私達関係者も学ばないといけないと思います(意味不明ですみません)

わかりやすいパンフレット等の作成をお願いします。
制度に対して興味が持てるような講演をしてほしい。

一度利用するとやめられないという現在の後見制度の改正案が進行中で2026年度頃に国会に提出の予定とのことですですが、この改正案が通れば、後見制度を利用するためのハードルが低くなるのではないかと思います。

後見人をつとめてくださる人材の確保が難しいのではないかと感じています。

<p>日々お世話になっており大変感謝しております。 今後もどんどん相談しますので宜しくお願ひします。</p>
<p>東三河は手続きにかかる時間が長いと聞いたことがある。 利用までにかかる時間が短くなってくれるとよい。</p>
<p>一度決まった人がその人と合わない場合、変更ができないのをどうにかしてほしい。 後見人によって対応が違い過ぎる部分が見受けられるため、人によって頼めることができないこともあります、できれば同一対応してもらいたい。</p>
<p>豊川市内で権利擁護支援の地域連携ネットワークをどのように作っていくのか、その中で障害者自立支援協議会がどのように関わっていくことができるのか、基幹センターとしても取り組みの必要性を感じています。 高齢分野等とも連携していく必要がありますが、一緒に考えさせていただきたいと思います。</p>
<p>「判断能力が不十分だから成年後見制度」という安直な理由ではなく、まずは対象者が抱える課題や今後起こりうることを想定し、本人の最善の利益のために本当に当該制度が必要なのかを支援者間でしっかりと協議する必要性を感じる。 成年後見人と身元保証人の役割の違いが、専門職においても理解されていないように感じる。市民向け講座と同様に専門職向けの学びの機会も重要と感じる。</p>
<p>親の高齢化もあり、制度の利用が望ましい方が増えていくと思います。どのタイミングでどのように利用を提供していくべきか、具体的な進め方を教えていただきたいと思います。</p>
<p>後見人と言っても毎月必ず面談にみえる方もいれば、お金を事務員に頼み届けるだけの方、まったく面談にみえない方など、いろいろな方がみえ、「後見人のすべき業務とは一体何であるか?」十分な理解ができない。障害をお持ちの方にとって、2~3分の立ち話で、本人の意向を伝えられる方はまずおらず、困難時にはしっかりと向き合っていただきたいというケースがあった。特に司法書士の方は他に業務も多く、多忙なため、重要な案件も何日も放置され、連絡がつながらなかつたケースあり。一度利用するやめられないで、後見人がどういう人物なのか、参考になる評価表があるとよい。</p>